

# SpartanFastサービス利用約款(第2.0版)

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

株式会社リーテックコーポレーション（以下「弊社」といいます）は、SpartanFastサービス利用約款（以下「本約款」といいます）および利用申込にしたがって契約者に対して、サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

### 第2条 (本約款の範囲)

本約款は、本サービスの申込者・契約者と弊社の間で本サービスに関する一切の關係に適用されます。本サービスの申込者は、本約款を確認し、同意した上で利用契約を申し込むものとし、契約者は、本約款に則って本サービスを利用するものとし、

### 第3条 (本約款の変更)

弊社は、本契約を契約者の承諾なく変更することがあります。変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、契約者に通知したときから効力を生じるものとし、

### 第4条 (用語の定義)

本約款において次に掲示する用語は、各号の定めるところによります。

1. 「SpartanFastサービス」とは、弊社が提供するファイル転送サービスおよびこれらの運用管理を指します。
2. 「利用契約」とは、弊社から本サービスの提供を受けるための契約を意味します。
3. 「申込者」とは、弊社に本サービスの利用を申し込む法人または個人事業主を意味します。
4. 「契約者」とは、弊社と利用契約を締結し、本サービスを開設した法人または個人企業、および機関・団体・組織等を意味します。
5. 「ユーザ」とは、契約者の社員等で実際に本サービスを利用する消費者、社員、職員等の個人を意味します。

## 第2章 契約者の義務

### 第5条 (利用契約の申込)

1. 申込者は、利用契約および本契約の内容を承諾し、所定の方法で弊社に本サービスの利用を申し込むものとし、

#### (1) 弊社営業経由で申し込み

弊社の営業員とコンタクトし、利用の意向を伝え、申し込む方法

#### (2) インターネット経由で申し込み

弊社ホームページから利用申込書をダウンロード&必要事項記入の上、弊社所定のユーザ名に対してメール送信する方法

2. 申込者が以下の各号のどれかに該当すると判断した場合、弊社は利用契約を承認しないことがあります。

(1) 申込者が実在しない場合、あるいは、申込者が個人の場合、あるいは、申込者が日本国内で事業を営ん

でない場合

- (2) 弊社所定の利用申込書に虚偽の事項を記載した場合、またはその恐れがある場合
  - (3) (禁止事項)に違反する恐れがある場合
  - (4) (利用契約の解除)に規定する処分に該当する場合
  - (5) 申込者が公序良俗に反する恐れがある商品、サービスを提供する場合、またはその恐れがあると認められる関連事業である場合
  - (6) その他、弊社が不相当と判断する相当の理由がある場合
3. 弊社は、利用契約の承諾後でも契約者が前項に該当することが判明した場合、承諾を取り消すことがあります。

#### 第6条 (変更の届出)

1. 契約者が契約締結時に弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は遅滞なく変更内容を届け出るものとします。
2. 前項の届け出を怠り、契約者が不利益を被ったとしても、弊社はその一切の責任を負いません。
3. 弊社は、届け出を受理したその内容を審査し、本サービスの利用を停止または解除することがあります。

#### 第7条 (契約者の管理責任)

1. 契約者は、本サービス上で登録するユーザ名・パスワード(以下「パスワード等」といいます)に関して自己責任において管理するものとします。
  - (1) パスワード等を譲渡、貸与、または担保提供等によって第三者に使用させない。
  - (2) パスワード等を複数の者で共用したり、第三者が見える場所に露出したりしない。
2. パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により損害が生じても弊社は一切責任を負いません。
3. 契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、速やかにその旨を弊社に連絡するものとし、弊社からの指示に従うものとします。

#### 第8条 (ユーザの禁止事項)

ユーザは本サービスを介して、他の利用者との間で送受信したファイルに関する一切の責任を負うものとします。本サービスを介して送受信したファイルを利用する際は、内容の信頼性、正確性、完成度、有用性、ウイルスの有無などについて利用者自身で判断し、利用者の責任とリスク負担のもとで利用するものとします。また、本サービスを介して、以下の行為を行うことを禁止いたします。

1. 他の利用者または第三者の知的財産権の侵害
2. 他の利用者または第三者への誹謗、中傷
3. 他の利用者または第三者に不利益を与える行為
4. 公序良俗に反する行為
5. 法令に違反する行為、また、違反のおそれのある行為
6. 本サービスを通じて配信されたメールの発信元を隠したり、偽装する行為
7. 本サービスまたは本サービスを提供する機器もしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為

8. その他弊社が不適切と判断する行為

### 第3章 SpartanFastサービス

#### 第9条（本サービス範囲）

1. 本サービスは、メールや通常のファイル転送サービスで送れないようなGBを超える大容量ファイルや重要なファイル、遠方への送信を、Web画面操作で簡便かつセキュア、そして極めて高速に送り届けることができる、大容量・高速ファイル転送サービスです。
2. 弊社は、本サービスが常に意図したサービスを提供できることを保証するために運用管理します。

#### 第10条（本サービスの定義）

1. ファイル転送しようとするユーザ(送信者)から本サービスを提供するサーバへファイルをアップロードする機能
2. ファイルアップロード後、ファイルをダウンロードしたい相手(受信者)に対して、メールを通知する機能
3. 受信者がアップロードされたファイルをダウンロードする機能

#### 第11条（本サービスの運用管理）

##### 1.（稼働監視と通知）

- (1) 本サービスでは仮想マシンの稼働状況を監視します。
- (2) 稼働監視は、弊社営業日（土日、祝祭日および弊社休日を除く）の9時から17時までとします。
- (3) 本サービスが何らかの事由発生でサービスが停止した場合、契約者にサービス停止を通知します。契約者以外にサービス停止の通知を要求される契約者は、契約時に通知先、通知方法、通知を受ける条件等を申請します。同様にサービス再開時も通知します。

##### 2.（問合せ受付）

- (1) 本サービスに関する問合せ、サービス要求の申請、申告等を受け付けます。
- (2) 問合せ受付は、弊社営業日の9時00分から17時までとします。

#### 第12条（アップロードされたファイルの取扱い）

当社は、当サービスでユーザが使用するファイルの内容に関して一切責任を持ちません。ユーザが使用するファイルを如何なる理由に係わらず閲覧・開示する事はいたしません。

当社は、本サービスを介して送信されるメールの送受信状態に関する一切の責任を負いません。また、当該メールに関してはいかなる理由があっても開示や閲覧をいたしません。

本サービスを介して送信されるメールに関しては、いかなる理由があっても当社から再送信することはできません。

ユーザは本サービスを介して送信されるメールについて、当社の関知しない種々のネットワークや機器を経由することがあることを理解し、場合によっては、メールの内容に異常をきたす可能性があること、意図しない第三者による盗み見、利用等が行われる可能性があることを理解したうえで本サービスを利用するものとします。

但し契約者が本第8条（ユーザの禁止事項）に該当する場合、または禁止事項に該当する恐れがあると弊社が判断した場合、弊社は、当該契約者または当該契約者と関係があると思われるユーザのファイルを契約者の承

諾なく閲覧することができるものとします。

#### 第13条 (サービスの考慮事項)

1. 本サービスで使用しているファイル転送ツールは、AsperaというU Sのソフトウェアベンダー製品で、サーバ側のネットワーク帯域が1 0 m b p s 版(その帯域を当サービスのユーザでシェア)のライセンスを取得しております。クライアント側のネットワーク環境及び複数のユーザが同時接続でご利用される場合、期待したパフォーマンスを得られない場合がある事をご了承下さい。
2. 特定のお客様が極端にネットワーク帯域を専有し、他のお客様のパフォーマンスに影響があると見られる時には、サーバ側にてご使用ネットワーク帯域を調整させて頂く事がある事もご了承下さい。

#### 第14条 (サービス種別の変更)

弊社は、本サービスの利用状況に応じてサービス品目の変更を契約者に要請することがあります。契約者は、弊社の要請を正当な理由無く拒絶することはできないものとします。

## 第4章 利用料金

#### 第15条 (利用料金の範囲)

本サービスの利用料は、第3 章 「SpartanFast サービス」で示すサービスおよび運用管理で構成されるサービス利用に対する対価です。

#### 第15条 (利用料金の支払い方法と月次精算)

1. 本サービスの利用料金の支払い方法は、「スポット(月単位利用)」「月間プラン(年間契約)」の2種類になります。
2. 本サービスの「スポット(月単位利用)」「月間プラン(年間契約)」の利用料金は別に定めるとおりとします。当該料金は、消費税および地方消費税等を含んでいません。契約者は、これらを加算した額を弊社に利用料金として支払うものとします。
3. サービスの支払いは、翌月分(年間契約含む)の利用料金を前月末日(土日祝日の場合は翌営業日)迄に弊社指定の口座振込をお願いいたします。振込手数料はご契約者負担といたします。また、口座引落・クレジット決済もご利用可能ですのでご相談下さい。尚クレジット決済は一回の処理に対して手数料が300円(税抜き)を別途頂戴いたします。
4. ご契約プラン以上のディスク容量をご使用になった場合、次月上旬に送付いたしますご利用実績表を元にオプションサービスの追加ディスク(スポット)のご利用として精算頂きます。
5. 月間のファイル転送量をご契約プランの5倍以上ご使用になる場合、1 0 0 M B 当り 1 2 円の追加費用が発生いたします(ご契約月額費用+追加ディスク費用の2倍を上限)。前項と同じように報告書を元にご精算をお願いしております。

#### 第16条 (定額月払い)

1. 本サービスの利用料金算出は月極めとなります。契約締結後、サービスの開始は月初からとし、契約終了時は月末までを基本とします。ただし、サービス開始が月の途中となる場合、サービス開始月は、日割り(月額料金を30 分の1し、サービス開始日から月までの日数を乗じた金額)とします。また、サービス終了日が月の途中となる場合、当該月の末日までサービスを提供したものとします。

2. 契約締結後の初期費用、本サービスに関連した契約者負担となる設備・工事等の一時金は利用料金に含まれません。
3. 利用料金は、物価および当社の維持運営管理費の変動により、弊社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った場合、契約期間内でも変更することができるものとします。
4. 年間契約の拘束期間は12ヶ月とします。

## 第5章 サービスの停止・中止等

### 第17条 (通信利用の制限)

弊社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保または秩序維持のために必要な内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、対象サービスの提供を中止する措置を取ることができるものとします。これに対して弊社は何らの責任も負担もないものとします。

### 第18条 (サービス提供の停止および中止)

1. 弊社は、契約者が次の各号に該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) (契約者の禁止事項) に該当すると弊社が判断した場合
  - (2) 契約者の環境が、他の契約者に対してサービス運用上支障を及ぼす恐れがある場合
  - (3) 本約款の規定に反する行為で、弊社の業務遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) SpartanFast サービス設備の点検、保守、バージョンアップ、または工事上やむを得ない場合
  - (2) その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合
3. 弊社は、定期保守を毎週水曜日のPM7:00-12:00と定め、作業を行う場合には該当サービスの契約者に予め契約者にその理由、実施期日を通知するものとします。

また別の日程で行う計画停止に関してもその理由、実施期日と実施期間を通知し承諾を得るものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 弊社は、前3項による損害賠償を、その相当額の本サービスの延長等をもって代えることができるものとします。

### 第19条 (契約終了時の措置)

本サービスの契約が終了した場合、弊社は終了後14日が経過した時点で弊社管理下の施設内にあるサーバ等に記録されている一切のデータを削除します。

### 第20条 (サービスの廃止)

弊社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、廃止の3ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

## 第6章 契約の解除

#### 第21条（弊社からの利用契約の解除）

1. 弊社は、第18条（サービス提供の停止・中止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、停止期間中になおその事由を解消しない場合、あるいは弊社の業務遂行上著しく支障があると認められる場合、利用契約を解除することができます。
2. 弊社は、契約者が本サービスの利用代金の支払期日を3ヶ月経過しても支払われない場合、予め契約者にその旨を通知し、利用契約を解除することができます。
3. 弊社は、契約者が次の各号に該当した場合、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
  - （1）本約款の条項に違反したとき
  - （2）手形または小切手の不渡りが発生したとき
  - （3）破産、民事再生手続、会社整理、会社更生または特別清算の申立がされたとき
  - （4）仮差押、差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立を受けたとき
  - （5）解散または営業停止となったとき

#### 第22条（契約者からの利用契約の解除）

1. 契約者は、利用契約の一部または全部を解除するときは、契約満了月の20日までに変更や解約の手続きをされない場合は自動的に契約が更新されます。月払い（スポット）の場合は、解除日が月の途中であっても、弊社は契約者に対して月の末日まで本サービスを提供したものとし、月額の利用料金を請求するものとします。
2. 「年間一括契約」の中途契約解除に関しては、残存期間の有無に係らず返金いたしません。

## 第7章 損害賠償

#### 第23条（免責）

1. 弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、本サービスの中断、運転の停止などによって契約者に損害や不利益が生じた場合、弊社は免責されるものとする。
2. 契約者が本サービス上のデータが消失するなどして契約者に不利益があった場合、弊社は何ら責任を負わないものとします。
3. 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で本サービスを不正にアクセスすることで、契約者または第三者に損害を与えた場合、弊社はその損害に対して何らの責任も負いません。
4. 本サービスの使用により、契約者が他の契約者に損害を与えた場合、当該契約者の責任の範囲で解決していただき、弊社に損害を与えないものとします。
5. 弊社は、本サービスに関するいかなる請求に対しても、その事由発生から起算して3ヶ月を経過した後は、応じません

#### 第24条（損害賠償）

1. 弊社は、本サービスの提供が弊社に帰すべき事由（第21条（弊社からの利用契約の解除）を除く）によって、連続して24時間以上その利用ができない状態が生じた場合、月額の利用料金の範囲を限度として契約者が被った損害を賠償します。連続して24時間以上とは、本サービスが利用できないと状態が確認できる記録や弊社がその事由を知った時刻から起算し、本サービスの再開時刻までとします。本サービスが利用できない時間数を24で除した数（小数点以下を切上げた整数）に月額料金の30分の1を乗じた数（1円未満は切上げ）

を賠償の限度とします。

2. 弊社が本契約の定める義務に違反し契約者に損害が発生した場合、弊社は契約の被った損害を賠償する責任を負担するものとします。ただし、弊社が負担する責任はその原因が弊社の故意または重過失に基づく場合を除き、利用料金の1ヶ月分を限度とします。

3. 賠償額は、翌月の利用料金から差し引き、利用料金を減額請求する方法とします。

4. 前1項および2項の場合、弊社が賠償する損害に次の損害は含まれないものとします。

(1) 債務が履行された場合に得られた損害（遺失利益）

(2) 債務の不履行によって通常生ずべき直接損害以外の損害（間接損害および特別損害）

5. 弊社が契約者に対し賠償すべき額について、弊社が協議の申し入れをした場合、契約者はこれに応じるものとする。弊社の義務違反の程度、損害発生の態様および弊社の支払い能力その他一切の事情を考慮して賠償額を協議して定める。

6. 弊社は、本サービスの提供に関して、前項の規定を以外の如何なる損害に対して何ら責任を負いません。

7. 契約者が、本約款に違反し弊社に対して損害を与えた場合、弊社は契約者に対して相応の損害賠償を請求できるものとします。

8. 契約者が本サービスにより第三者に対して損害を与えた場合、契約者は自己の責任において解決し、弊社に対して如何なる責任も負担も無いものとします。

9. 弊社は、弊社の責任において、個人情報に関する事故が生じた場合、弊社は個人情報に関する事故の直接起因する契約者の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰することができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無に問わず特別の事情から生じた損害および遺失利益については、弊社は責任を負わないものとします。

## 第8章 秘密保持および個人情報保護の管理

### 第25条（秘密保持義務）

1. 契約者および弊社は、相手方の承諾無くして、利用契約に関連した技術上、販売上および業務上の秘密を、利用契約期間中および利用契約終了後も第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

2. 前項の規定に拘わらず、契約者および弊社は、裁判所、行政機関等の開示が求められた、または法令等の定めがある場合、必要と認められる範囲で開示することができるものとします。

3. 次の各号に該当する情報は秘密情報から除外します。

(1) 開示の時点で、公知のもの、または開示後情報受領した当事者に責によらずして公知となったもの

(2) 開示を行った時点で既に相手方が保有していたもの

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(4) 相手方から開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

4. 契約者および弊社は、顧客情報を秘密情報として厳に取扱うものとします。

### 第26条（個人情報とその取組み）

弊社の個人情報の取り組み方針について、「個人情報保護方針」(<http://www.re-tech.net/pp.html>)を参照下さい。

## 第9章 雑則

### 第27条 (バックアップ)

1. 弊社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの故障・復旧の便宜に備えて契約者のデータのコピーを保管することがあります。
2. 弊社は、契約者が登録したデータについて何らの保証も行わず、責任を負わないものとします。

### 第28条 (管轄)

1. 利用契約および本約款に関して生じた紛争について、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

### 改定履歴

2013年4月19日 第2.0版発行 Spartancloud サービス約款記載内容を統合